

香芝市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

香芝市議会議長 川 田 裕

香芝市議会規則第2号

香芝市議会会議規則の一部を改正する規則

香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第112条を次のように改める。

第112条 委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論をしようとするときは、委員席に着き、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。